

# 軽自動車税（種別割）減免のしおり

弘前市では、心身に障がいのある方に係る軽自動車について、一定の要件に該当する場合は軽自動車税（種別割）の減免を行っています。

## 【対象となる軽自動車】

手帳の種類	軽自動車の所有者	運転者	用途
身体障害者手帳	障がいのある方本人 または 生計を一にする方	本人	もっぱら、障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために使用
戦傷病者手帳		生計を一にする方*	
精神障害者保健福祉手帳 療育（愛護）手帳	障がいのある方本人	常時介護する方*	

※減免できる自動車は、**お持ちの自動車（普通自動車・軽自動車）のうち一台**です。自動車税（県税）については、中津地域県民局県税部納税管理課にお問合せください。（0172-32-4341 青森県弘前合同庁舎内 県税部納税管理課）

## 【対象となる方】

減免を受けようとする年度の4月1日において、下記のいずれかに該当する方

- ① **身体障害者手帳**の交付を受けている方で、**右の表**に該当する方
- ② **戦傷病者手帳**の交付を受けている方で、一定の条件に該当する方  
(詳しくは市民税課までお問い合わせください。)
- ③ **精神障害者保健福祉手帳**の交付を受けている方で**1級**の障がいを有する方  
(精神通院医療の費用の支給に係る番号の記載を受けている者または精神通院医療を受けていることについて病院又は診療所から証明を受けた者に限る。)
- ④ **療育（愛護）手帳**の交付を受けている方で、障がいの程度が「**A**」の方

## 【必要書類】

減免の申請をする際には、次の書類等を準備して**納期限まで**にお手続きをお願いします。

- ① 身体障害者手帳等
- ② 軽自動車税（種別割）納税通知書(毎年5月11日頃発送)
- ③ 運転者の運転免許証
- ④ 納税義務者のマイナンバー番号確認・身元確認書類  
※詳しくは裏面をご覧ください
- ⑤ 代理人が申請する場合 申請書および委任状を納税義務者本人が手書きしない場合は納税義務者の印鑑（スタンプ印不可）
- ⑥ 代理運転等の場合 生計を一にする方：生計同一証明書  
常時介護する方：常時介護証明書

※詳しくは裏面をご覧ください

## 【身体障害者手帳の交付を受けている方の該当範囲】

※2つ以上の障がいをお持ちの場合は、**併合の級によらず個々の等級により**判断します。

障がいの区分	身体障害者手帳の交付を受けている方						
	1級	2級		3級	4級	5級	6級
		1・2	3以下				
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
音声機能障害				*1			
上肢不自由							
下肢不自由							
体幹不自由							
上肢機能障害		*2					
移動機能障害	※			*3			
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
膀胱又は直腸機能障害							
小腸機能障害							
免疫機能障害							
肝臓機能障害							

※乳幼児期以前の非進行性脳病変による

（**■**は、手帳の交付を受けている方本人の所有で本人が運転する場合に限り、対象となります。）

- \*1 音声機能障害：こもった発音による音声機能障害がある場合に限り、対象となります。
- \*2 上肢機能障害：一上肢だけに機能障害がある場合は、対象となりません。
- \*3 移動機能障害：一下肢だけに機能障害がある場合は、手帳の交付を受けている方本人が運転する場合に限り、対象となります。

- 軽自動車税（種別割）の減免を受けるためには、毎年度申請が必要です。
- 申請期限（納期限）を過ぎると申請を受け付けることができませんので、お早目に手続きするようお願いします。
- 前年度申請内容に変更がない場合は、次年度より郵送申請が可能です。（変更内容が車両変更のみの場合も可。）

## 【障がいに関するその他の減免】

身体障害者等の利用に供するために**特別の仕様による装置が取り付けられている軽自動車**についても減免の制度があります。

「特別の仕様による装置が取り付けられている軽自動車」とは、身体障害者等の利用に供するため、車椅子固定装置等を装着するなど、特別の仕様で製造され、または構造変更が加えられた軽自動車をいい、単に用具を備えてあるような場合は含まれません。

※自動車税（県税）については、中南地域県民局県税部納税管理課にお問合せください。（0172-32-4341 青森県弘前合同庁舎内 県税部納税管理課）

## 【対象となる軽自動車】

軽自動車の構造から、**もっぱら身体障害者等の利用に供する**ためのもの

（車検証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」などの記載がある、またはそれに準じる構造を持つもの。）

## 【必要書類】

減免の申請をする際には、次の書類等を準備して**納期限まで**にお手続きをお願いします。

- ① 減免申請書
- ② 軽自動車税（種別割）納税通知書
- ③ 自動車検査証の写し及び特別の仕様のわかるもの（写真等）
- ④ マイナンバー番号確認・身元確認書類（申請者が個人の場合）

※法人の場合は法人番号の記入が必要となります。

## 【お手続き先】

### 減免申請

弘前市役所 市民税課 諸税係（市民防災館2階、C-223）  
電話 0172-35-1117（直通）  
岩木・相馬 各総合支所 民生課 市民係

### 生計同一証明書・常時介護証明書

○身体障害者手帳、療育（愛護）手帳をお持ちの方  
弘前市役所 障がい福祉課 障がい者医療・給付係（前川本館1階、A-105）  
電話 0172-40-7036（直通）  
岩木・相馬 各総合支所 民生課 健康福祉係  
（必要な物：身体障害者手帳または療育（愛護）手帳、免許証、車検証、印鑑）

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
弘前保健所（弘前市大字下白銀町14-2）

電話 0172-33-8521

（必要な物：精神障害者保健福祉手帳、住民票[本人、運転者、所有者]、免許証、車検証、印鑑）

※所有者と運転者が異なるときはそれぞれの方について証明書が必要です。

\*生計を一にする方：手帳を受けている方と継続的に日常生活の資を共通にしている親族等を言います。

\*常時介護者：単身の重度身体障害者等または身体障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者等を常時介護し、福祉事務所長等の証明を受けた方を言います。

## 【マイナンバーについて】

平成28年度より、軽自動車税（種別割）減免申請書にマイナンバーの記載が必要になりました。なりすまし防止のため本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、**申請書を提出する際に、申請者（納税義務者）の本人確認書類の提示または写しの添付をお願いいたします。**

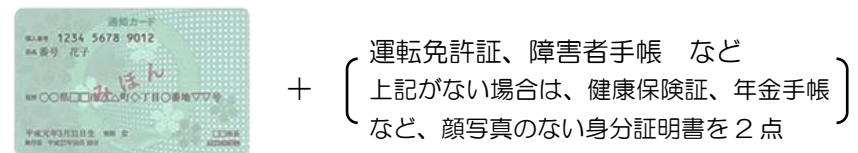
≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫

例1 マイナンバーカードのみ（番号確認及び身元確認）



例2 通知カード※注（番号確認）＋ 写真付身分証明書（身元確認）

※注：氏名、住所等に変更がない場合に限る。変更がある場合は個人番号が記載された住民票の写し等



※代理人が窓口で申請書を提出する場合は、番号確認書類の写しに加え、委任状が必要です。また、代理人の身元確認を行います。

軽自動車税（種別割）減免申請についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒036-8551 青森県弘前市上白銀町1番地1  
弘前市役所 市民税課 諸税係 電話 0172-35-1117（直通）